

## (目次)

特集<条約発効5周年記念イベント> 「子どもどうしが手をつなぐには」1~	4
1999年度定期総会報告	5
進む子ども参加 (1)長野県辰野高校	6
(2)町田市子どもセンター	7
山梨県教職員・権利条約アンケート8~	9
子ども買春・子どもポルノ禁止法の成立	10
川西市子どもの人権 オンブズパーソン発足	11
学習講座案内「子どもと共に創る」	12

イラスト/土田義晴



床にすわり込んで、じっくり話し合おう! 子どものペースでグループ討論が進む

し合いが行われた。

(次頁以下参照

の四つのテーマ別にグループを作り、

それぞれ子どもたちが

分かれて討論を行い、これにおとなの参加者が加わった。 グループで話し合った結果は全体会に持ち寄り、、そこでも話

合いのテーマ

権利を持つこと、使うこと―権利の使い方 (運営担当 川崎市子ども権利条例子ども委員会

違いについて 子どもの権利条約に対する子どもとおとなの認識の 病院にいる子どもたちを知る―その教育を受ける権 運営担当 子どもの権利を考える十代の会

学校の中で自分たちができること、できないこと (運営担当 Kid's Friendly Fund けいじばん?!)

(4)

(3)

遊ぶ権利

Fund J「けいじばん?」の四つの子どもグループにお願い 二ヶ月近くの準備期間を経て実現したものだ。 東京、 企画・運営を 港区の赤坂区民センターで開かれた。 「川崎市子ども権利条例子ど 「Kid's Friendly 当日は、

も委員会」「子どもの権利を考える十代の会」 年のイベントは、 五月二二日、 今年も、子どもの権利条約ネットワーク恒例のイベントが

# プによる企画・

# 

## 田 (川崎市子ども権利条例子ども委員会)

りがもつ権利なの ションをしている となが権利につい 子どもにはもちる の疑問があると思 ように、一人ひと ようでした。この ーマでディスカッ グループ別々のテ が出て、まるで各 別々の質問や意見 が、各グループ 始まったのです する立場にいるお います。それは で、その人たち一 ありますか?」と とも、「何か権利 たが、四グループ す。子どもを教育 て十分あることで ん、おとなにだっ 人ひとりそれぞれ についての疑問は スカッションでし いう同じ質問から ったグループディ

> のグループディスカッションを通して 子どもだけではなく、まずはおとなに 子どもにわかるはずがないと思いま ができない。おとなが教えなければ、 感じました。 知ってもらうべきではないかと、今回 す。だから権利をわかってもらうには、 と、子どもに正しく教えてあげること

をもつこと、使う

委員会」は『権利

私たち「子ども

ションを行いまし おいてディスカッ こと』をテーマに

た。グループで行

もたちでもしっか きだと思います。小学生ぐらいの子ど のうちから少しずつ学校で勉強するべ ても難しいことです。なので、小学生 でもおとなに知ってもらうのは、と

て、 思います。子どもたちの意見をとり ちに、学校のHRの時間などを使っ こんな提案があった。「自分がもつ権 入れ、より良い条例を作っていきた る、ということなのです。私もそう た。学校や塾でいそがしい子どもた をとってはどうか」という提案でし 疑問をもつ子どもたちにアンケート いと思っています。 権利についての疑問等を聞きと 自分の友達がもつ権利につい

りとした権利に対 もたちに、少しで しでも多くの子ど ます。なので、少 状態では、権利に 四土曜日は休日に 今では、第二・第 きると思いました。 利用することがで ば、自分がもって しての知識があれ 参加してくれたら 条例についての話 われる子ども権利 も多く市や県で行 がとれないと思い ついて教える時間 なるというような いる権利を有効に し合いや集会等に いと思いました。 あるグループで

子ども委員会のメンバーが中心となり白熱した討論がつづく

# (とちぎ子ども学会・学生

ちの力で社会を動かしてみようという アッション感覚やスタイルは昔より優 れているように感じるものの、 的に活動していることを知り、 た。今の中学生・高校生を見ると、 ワーには乏しいと思い込んでいた。 子どもたちが、自分たち自身で主体 自分た

と。しかし、彼女たちの地道な活動が る、これは当然であって実は難しいこ 願う。そのために、四団体ともぜひ、 堂々と言える社会になっていくことを 徐々に浸透していって、子どもたちが 重要であると思う。日常生活で不満を のように自分や自分の身近に起こった 気をきっかけに始まったそうだが、こ 今後の活躍を期待する。 今まで言い出せなかった不満や悩みを するために子どもの権利条約を利用す 感じ、改善しようと立ち上がる、改善 経験をきっかけに活動を起こすことは Kid's Friendly Fund の場合、弟の病

# 参加者の感想から

2

ての知識が浅い

2

(1)

7

参加者の感想から

身近な生活改善

に条約を活用

石

塚倫

子

# 宗の多ともの

フレンドリー・フ

## 愛子 (キッズ・フレンドリー・ファンド)

るディスカッショ 等を出してくださ 様々な質問や意見 とても不安でし 身うまくいくのか イベントは初めて どもの権利条約の ています。 ンになったと思っ たいへん実りのあ って、私としては た。しかし皆さん 私たちキッズ 今回のような子

先生をされていた方の意見や病院に入院

していた子どもからの感想は今後の活動

をたくさん述べてくださりとてもうれ か、など私たちには考えつかなかった案

しく思いました。また実際に養護学校の

受けて、 りました。こちらとしてもその意見を てあげたいなどという切実な思いもあ ることを知って、その子どもを応援し けている同じような年頃の子どもがい にも役立てていきたいと感じています。 一般の子どもたちからは、差別を受 改めて活動を続けていかなく

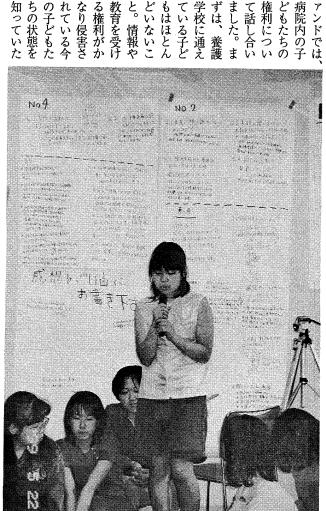
> も知れて、これからも情報交換等、 て活動していらっしゃる方たちのこと てはと深く考えさせられました。 互いにできたらと思っています。 それから、子どもの権利条約につ お

信教育を行ってはどうか、半年から一 だきました。それについて例えば、

年もかかる養護学校の入学手続きを手

伝う活動もしてみてはいいのではない

の場を提供していただいた方々、 どもたちのニーズに応えられるよう努 りますが、このイベントを通じて知っ にありがとうございました。 してくださった方々、今回の情報交換 力したいと思いました。最後に、参加 活動を広げ内容も充実し、病院内の子 っていきたいです。そして、少しでも たことや考えたことを生かして、頑張 私たちではまだまだ力不足な点もあ



キッズ・フレンドリー・ファンドのメンバーが出され た意見をどんどん模造紙に書きとめて討論に生かす

う。これからは、その武器の使い方を

覚え、それを自由自在に使いこなして、

とが大切なことだと思います。 自分たちの悩み・疑問と闘っていくこ

おとな

# 条約を,武器: 子どもが立ち上 佐野庄吾

(宇都宮大学教育学部三年

闘うための大きな武器になるでしょ るのではないでしょうか。そのために は、子どもの権利条約は子どもたちが せ、意識の改革を行っていくことにあ 子どもたちまで幅広い人々に理解さ どもたちのための権利を、おとなから す。これからするべきことは、この子 その権利に関しての知識を深め、模索 非常に価値のあることだと思います。 国内発効からすでに五年経過しまし 利を有しています。子どもの権利条約 もはおとなと同じように一人の人間で 代は、すでに遠い過去の話です。子ど しているところではないかと思 しかしながら、まだ現段階においては って立ち上がったという面においては どもたちの個としての権利の獲得をも もどうしが手をつなぐには」では、子 た。その中で、今回のイベント「子ど あり、個としての人格があり、その権 子どもがおとなの所有物であった時 いま

とが大切です。武器をもつのはあくま

たちは、そのためのサポートをするこ

で、子どもたち自身です。

知ってい

# 頼できるおとなとの関係

## 井 和 (けいじばん)

どもがおとなの助 とはまわりの人(特 で起きた問題の中 と"でした。学校 こと、できないこ たちで解決できる す。そこで子ども 頼関係は不可欠で 要になります。子 は解決できないこ には子どもだけで 起きた問題で自分 力を求める時、信 に両親)の力が必

とおとな(まわり ついて話し合いま か、ということに ていけば良いの て信頼関係を築い の人) はどうやっ

を信用していない ない" ,自分自身 の関係は人間的で られる生徒と先生 方的に押さえつけ ら教わったが、一 場所だ』と先生か 間関係をはぐくむ ろ、『中学校は人 て話していたとこ 信頼関係につい

感しました。

台となる最初の人間関係なのだと実

全ての人間関係を創っていく上で土 私は今回のイベントで親子関係は 発見でした。 意見が出ました。私はそんなふうに り友人を信用できなくなる。 という 考えたことがなかったので新たなる

私のところのテ

ゃんと築けていないからだと思いま 成することができず、信頼関係がち ろ、親子の葛藤の中で信頼関係を形 れらの問題は社会的要因もあるにし 抗期の子どもによる家庭内暴力。こ もの教育を学校に任せっきりにして せん。これはほとんどの親子ができ 所も含めて認め合わなければなりま 相手の立場になって物事を考え、短 しかし、親子関係においてはそうは 度の信頼関係をもつことはできます。 相手の存在を認めるだけでもある程 共感できました。友人関係ではただ が出ました。私はこの意見にすごく ているからではないか。という意見 り、それを子どもも無意識でわかっ は子どもに代償を求めない愛情があ という話になりました。" それは母親 絶対的な信頼をもつのはどうしてか に「子どもが無意識のうちに母親に しまう親が増えています。また、反 赤ちゃんを置き去りにしたり、子ど ていることです。最近はロッカーに いきません。子どもと親がお互いに 信頼関係について話していくうち

## 近 吾 (子どもの権利を考える十代の会)

うに出るテーマに ながら、 おもしろく、簡単 る前から少々うん ションを行った。 少々まいってしま 沿わない意見にも しまった。しかし てみるとけっこう かし、実際に行っ ざりしていた。し マで行うことにや 毎回毎回同じテー ループディスカッ に四回とも行って 毎回のよ

ていけたらと思っている。

する。今回、自分 グループディスカ ッションの報告を (土)に行われた 去る五月二二日

両者の間が狭くな もお互いに考え、 認識の違いについ 子どもとおとなの というテーマを出 いいと考えたから れば(なくなれば) て子どももおとな の主旨は、もっと した。このテーマ い」(以下テーマ) おとなの認識の違 たちは「子どもと

だ。 0) だった。後者の意見は逆に若い世代 に自分の子どもを育ててみての意見 四〇〜五〇代以上の人が多く、実際 という意見が出ていた。前者の方は 「もっと子どもに選択させるべき けない」という意見、もう一つは れていた。 ている。 ったのが本音ではないのかなと思っ しかし、この中で唯一の共通点は、 人が多かった。 一つは「子どもを甘やかしては 今回出た意見としては二つに分か

ず最初の一歩は進み始めたのかなと 思った。また、今後のことにつなげ とまではいかなかったが、とりあえ ったのは、子どもとおとなが「対等\_ ではできないのかなと思った。 どもとおとなが「対等」という状態 うように感じてしまった。 もは子ども、おとなはおとな」とい ると、自分が感じるかぎり、「子ど とだった。全体的に意見を聞いてい 「子どもとおとなは違う」というこ これは個人の意見だが、 今回、この集会に参加して一つ思 もっと子

当日は四回のグ



# 九年度

# 藤 井 幹 夫

〇分から開催されました。 本年度のネットワーク総会が五月二二日、赤坂区民センターで午前一〇時五

# 〈代表あいさつ〉

その意味でもこの総会がとても大切だと思います。 革だけでは不十分です。なによりも、これをささえる人がポイントとなります。 なる重要な総会です。新規約のもとでいろいろ改善されていますが、制度の改 今回は、新しい規約のもと、初めて行われる定期総会であり、いわば門出と

# 〈承認事項の要旨〉

承認事項の要旨は以下のとおりです。

# ①九八年度活動報告〈事務局長・荒牧さん)

が報告された。 実に取り組んだこと、会員数はトータルでは特に変化はなかったこと、など 運営委員会全体で事務運営を担ったこと、インターネットホームページ充

# ②決算報告〈会計・荒木さん〉

ること、寄付は一部の会員の分が多くなっていることが報告された。 出版収入が多かったが、これは「学習子どもの権利条約」の印税収入によ

# ③監査報告〈監査・味岡さん〉

うがいいことなどの指摘があった。 五月六日に坪井法律事務所で監査が行われた。活動の大枠を移動しないほ

# ④活動方針案〈事務局長・荒牧さん〉

基本方針としては、学習・意見交換、情報ネットワークの構築、 川崎·川

監

西・箕面・東京都など自治体との協力をすすめること、子どもとおとなのパ ートナーシップの深い検討などをしていきたい。

及・地域情報の交換を行いたいこと。自治体との連携、チルドレンズ・エクス 採択一〇周年、国内発効五周年の節目の年なので、一一月を子どもの権利月間 として様々なイベント、条約実施の検証を行いたいこと。インターネットホー ムページも充実させたい。ネットワーク委員の活動を活発化させ、活動の普 ットワークから研修員を派遣することなどの提案が承認された。 プレスというアメリカの子どもによるニュースの配信社との交流のために、ネ 行事に関しては、一一月二七、二八日のフォーラム 9、子どもの権利条約 なお、以下の役員が承認されました。

\*

表 喜多明人 永井憲一、

顧代 津田玄児

事務 局長 荒牧重人

会 事務局次長 藤井幹夫、 荒木雅子 林大介

運営委 員 査 味岡尚子、坪井節子 川村直、菅源太郎、 赤池悦子、安部芳絵、天野隆、大井和、 戸田真理子、平野裕二、藤木武夫、山田奈津帆、好光紀 小平由起、 許斐有、 近田賢吾、 大川原朋子、

校として開校された)。 北地方は辰野町に位置する、歴史の古 い学校である(一九一三年伊北農業学 長野県辰野高等学校は、長野県伊那

流れから、一九九七年 年には生徒会の取り組みによって服装 の自由化を実現した。この平和教育の 教育に取り組んでおり、また一九九五 辰野高校は、一九八〇年代から平和

ことが決定した。さら 四月に職員会にて「学 三者協議会が考案され るための仕組みとして 徒が学校の主人公にな 宣言を実体化させ、生 会において、学校憲法 する学校憲法宣言委員 に教職員一五名で構成 校憲法宣言」をつくる

# 三者協議会の設立

県辰野高等学校 学校憲法宣言」とし 日に「私たちの学校づくり宣言 長野 者協議会での討論などを経て一月二一 この学校憲法宣言文は、翌年一月の三 された。その中で議題となった案件の 父母・教職員の三者協議会」(以下三 者協議会)が発足し、第一回目が開催 一つが学校憲法宣言文の検討である。 一九九七年一二月二〇日に「生徒・

> 回のペースで、四回(宣言採択以前の 採択以来、現在に至るまで一学期に一 くりが目指されており、正式に三者協 育方針にもとづく学校づくりと人間づ 子どもの権利条約および辰野高校の教 宣言では、日本国憲法・教育基本法・ て全校生徒によって採択された。この 議会の設置がうたわれている。宣言の

> > についての決定権はないが、この場で

化の問題などである。 三者協議会で、現在議論になってい

このうちアルバイト問題が最も激し

題、頭髪問題を中心とした「辰高イメ るテーマは、生徒のアルバイト許可問 中に反映される。一例として冬季の上 議論され、決定した内容は学校運営の ージアップ」問題、授業の改善・活性 履き使用許可があげられる。 生徒のアルバイトで三者協議会が激論

# 「生徒・父母・教職員の三者協議会\_

重

和

(東京大学大学院)

る。このほか、それ以外の生徒・父 年理事長一名ずつ、教職員側からは教 母・教職員が任意に出席するが、その 頭・教務主任・生活指導主任が出席す 父母側からは、PTA正副会長と各学 と各学年の総務(学年代表)二名ずつ、 かれている(一九九九年六月六日現在)。 ものも含めて通算六回) 三者協議会が開 数は多いときには合わせて二〇名以上 三者協議会には構成メンバーとし 生徒側から生徒会の正副会長三名

にのぼる。三者協議会自体に学校運営

これに対して生徒たちは平日を含む週 可しろ」と要求しつづけるだけでなく くる問題だけに、ただ「許可しろ、許 る。生徒たちも自分の生活に関わって 禁止・停止条件も同時に提案してい ルバイト許可証の発行やアルバイトの 学校生活に悪影響が出ないように、ア の長期休暇に限定して許可している。 生徒のアルバイトについて夏休みなど く議論されている。現在辰野高校では、 している。ただ要求するだけではなく、 三回以内でのアルバイトの許可を要求

> 考え、自分たちの言葉で熱心に主張 教師や父母に納得してもらい、 ている様子がうかがえる。 てもらうためになにが必要かを真剣に

# 生徒会が頑張る

ポイ捨て防止策として通学路にゴミ箱 る。実践の一つとして、すでにゴミの 八年度より取り組んでいる課題であ という現状に対して、生徒会が一九九 徒を見る目が厳しい地域の人々がいる 「辰高イメージアップ」は、

らには就職試験におけ る不利な現実を懸念す 得ている。一方で自由 域からも一定の評価を が設置されており、 高のイメージ悪化、 の頭髪・服装による辰 カラフルである。生徒 高生の頭髪もいささか な服装と相まって、辰 さ

改善問題も含めたこれらのテーマにつ 論争のポイントとなっている。授業の しての服装・頭髪を主張する生徒との 域住民の間で根強く、ファッションと いては現在も検討中である。 る声が教師や父母、地

うことに生徒たちは手応えを感じてい もある。しかし、自分たちが意見を表 るようだ。また父母や教師も真剣に議論 するあまり、生徒が感情的になること している。それだけ参加者は真剣である。 三者協議会においては、議論が白熱 議論できる場をもっているとい

2

そこはかとなく書き留めたのがこの 『ばあん』の開館まで一年間のことを センターばあん」が華々しく開館した。 「駄文」である。 今年の五月五日に町田市で『子ども

# 去年の五月

一子どもセンター\_ 高校生になりたての僕は、 町田に

> 員会の中に中高生の集まりを作り、そ えることが難しかったのだ。そこで委 を占める小学生は閃(ひらめ)きは超 なか前進しなかった。委員会の大多数 ることだった。初期の話し合いはなか 屋の貸し出しの仕方など)の決定をす の内容など)とソフト面 一流だが、それをどう実現するかを考 (ルール・部

> > その一方、オープニングイベント全体 なった仕事はおとな(センターの職員 らだ。さてその中高生の手に負えなく ス〇になってしまうような気がするか あって、そうでなければプラスマイナ 両立してこそ何かプラス αがあるので とだと思う。センターと学校の活動を なかったからだ。それは仕方のないこ 見通しが立たなかった。中高生が学校 に関しては四月の時点でもまだ完成の 行事や部活などで思うように活動でき

> > > 子どもでできないことはすべておとな に任せることになった。

# ばあんの行く末

在となったのだった。 れらの問題も小さな存在だろう。そし あんの数十年の未来からすれば僕やそ が出たのは前述の通りだ。しかし、ば 後解決していかなければならない課題 て僕にとってばあんはとても大きな存 オープンまでの活動で既に沢山の今

で子どもが語源。 で燃える、納屋) 注 burn, barn (英 スウェーデン語

の方々・地域の方々)がすることにな

山 IE (高校二年生・町田市子どもセンター子ども委員会委員長)

が委員長ということになったのだ。 多く(四〇人位)高校生は一年生のみ 変えるとは露知らず た。会の子どもは小中学生が圧倒的に 一人しかいなく、人の良い出しゃばり 間もなく波瀾万丈なことが始まっ

得る物の多いものに 校一年間を多忙だが た。それが自分の高 の会合に顔を出し とを知り、第二回目 生を募集しているこ 備に参加する小中学 て市がセンターの準 ができること、そし

# リアリズム

前・建物の色・オープニングイベント センターの開館までの仕事は、建物の 委員会)と呼ぶことにした。委員会の ハード面(センターの名前・部屋の名 前述の会は「子ども委員会」(以下

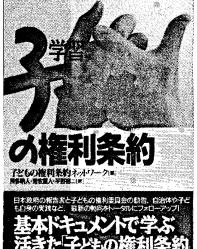
> ことは否めない。 がソフト面の仕事を、小学生がハード えることにした。これはその後中高生 こで小学生の閃きをどう実現するか考 学生の活動の範囲を狭めがちになった 面の仕事をするという分担ができ、小

# おとなの範囲?子どもの範囲?

出し物なども具体的に決まり出した。 出した。センターの名前は『ばあん』 (注)となりオープニングイベントの そんなこんなで色々なことが決まり

なかったので、

とだった。しか のか」というこ もらっていい なに手伝って 「どこまでおと が悩んだのは った。そこで僕 げなくてはなら 期間内に作り上 プニングの形を し実際問題オー



もの権利条約 申し込みは ットワ

# 〈検証・子どもの権利条約)

# 教職員 『対象』子どもの権利を 木約』アンケー

# 山梨県教育研究所

しが求められています。ども観「教育観」「学校観」の問い直ども観「教育観」「学校観」の問い直どもの権利条約の理念に立って、「子新学習指導要領の実施を前にして、子新学習指導要領の実施を前にして、子

# 小中全教職員対象にして

ケートを昨年一一月に実施しました。人を対象として権利条約に関わるアン山梨県下全小中学校の教職員五二五八らえ、教育問題研究委員会が中心となりらえ、教育問題研究委員会が中心となり。大を対象として権利条約」を、子どもを中心とした教権利条約」を、子どもを中心とした教権利条約」を、子どもを中心とした教権利条約」を、子どもを対象に、「子どもの山梨県教育研究所では、「子どもの山梨県教育研究所では、「子どもの

# 実践的な前進面

間として育むために、発達段階に即しどもを権利の主体として行動できる人と言われた状況もありました。しかし、と言われた状況もありました。しかし、と言れれた状況もありました。しかし、

て子どもに必要な知識及び行動の判断 をは対し、子どもが率直に意見が出せ、 行動できる場づくりが必要です。 アンケートにおいて、小学校教職員 の回答で、「自分の意見が主張できる 子どもに育てる」が日常の教育活動の 問い直しの必要性の中で一番高かった こと、また中学校の九三・八%の教職 こと、また中学校の九三・八%の教職 高」と回答したことは、教職員自身の る」と回答したことは、教職員の判断

# 条約の普及と研修

手段により、おとなのみならず子どもの原則及び規定を、適当かつ積極的な約第四二条に、「締約国は、この条約いるとは言えません。子どもの権利条が子どもや保護者に十分に理解されてが分がされて五年が過ぎましたが、条約が対した。子どもの権利条約が国内でしかし、子どもの権利条約が国内で

を約束する」とあります。

増やすことを働きかけるとともに、我 とからも、今後、行政に研修の機会を 因」として、「教職員の意識の問題 約が教育の現場に入っていかない原 く低い割合でした。「子どもの権利条 た」割合は、全体で二九・四%で同じ 場づくりに努めていきたいものです。 いは教育を見直していくことができる 直に意見を出し合いながら、学校ある 親として、教職員は教職員として、率 そして、子どもは子どもとして、親は り組みを進めることが必要でしょう。 護者の意識も、ともに高まるような取 々自身の意識改革を進め、子どもや保 (三五%) が一番にあげられているこ く「条約に関して子どもたちに話をし |参加した」が全体で二二・三%と低 (講習会・研究集会)への参加状況は、 アンケートでは、条約に関する研修

# わがまま助長論が壁に

権利条約が現在の学校現場に十分に権利条約が現在の学校現場に十分にしていることなどもこのアンケーを感じていることなどもこのアンケーを感じていることなどもこのアンケーを感じていることなどもこのアンケートを通してわかりました。

くりが求められています。て成長できるよう援助していく学校づて成長できるよう援助していく学校づる中で、子どもたちが権利の主体としらそ、教職員が保護者ととも人公ととらえ、教職員が保護者とともくい求められています。

助をしていきたいと考えております。子どもを主体とした教育実践活動の援子どもを中心とした視点、子どもの人権子どもを中心とした視点、子どもの人権子がる視点で、調査研究を行うとともに、を守る視点で、調査研究所では、今回のアン山梨県教育研究所では、今回のアン山梨県教育研究所では、今回のアン

# 日本の子どもたちに特に必要と思われる権利

(複数回答、全体に対する%)

(全体)

(小学校) (中学校)

・言葉にすると全部大切

・情報から守られる権利

・学歴で差別されない

	(小字校)	(甲字校)	(全体)
1. 差別されない権利	43.1	34.8	40.1
2. 親と一緒に生活する権利	17.3	19.5	18.0
3. 自分の問題について自由に意見を述べ、その意見が	0.7. 6	0.6.6	2.2.7
尊重される権利	37.6	26.6	33.7
4. 何でも知りたいことを知る権利	11.0	8.2	10.0
5. 何でも伝えたいことを表現する権利	16.4	10.9	14.5
6. 自分の考えを持つ権利	3 3 . 6	29.8	32.3
7. 自分の宗教を持つ権利	3.2	3 . 4	3.3
8. 自由にグループを作り、集まる権利	3.2	2.7	2.8
9. プライバシーが守られる権利	29.0	21.6	25.2
10. 名誉が守られる権利	12.7	11.3	12.0
11. 親から暴力や虐待を受けない権利	52.6	44.1	49.6
12. 健康を保ち、最高の医療を受ける権利	19.4	20.9	19.9
13. 人間らしい豊かな教育を受ける権利	43.6	38.3	39.8
14. 成長に必要な生活が保障される権利	30.8	28.4	30.0
15.「障害」を持つ子どもが差別されないで自立し、社会	52.7	44.9	49.9
に参加する権利	32.7	44.3	49.3
16. 休息する権利	13.2	13.0	13.2
17. 遊ぶ権利	20.6	15.0	18.6
18. 文化的・芸術的活動に参加する権利	9.4	10.3	9.7
19. 在日外国人やアイヌ民族の文化が守られる権利	18.7	19.2	18.9
20. 不当に働かされない権利	15.1	16.5	15.6
21. 麻薬や覚醒剤から守られる権利	30.9	3 4 . 4	32.2
22. 売買春・性的搾取から守られる権利	32.8	34.1	33.3
23. 誘拐・売買されない権利	18.1	19.4	18.5
24. 非行からの立ち直りの援助を受ける権利	22.3	24.4	23.1
25. 付添人 (親・教師・弁護士など) なしに不当な取り	8.9	8.3	8.7
調べを受けない権利	3.0		J.,
26. 子どもの権利条約についての情報を知らされる権利	15.8	11.8	14.3
27. その他	0.3	0.5	0.4

## (具体記述)

- ・「条約」が保障している全ての権利
- ・おとなの営利行為や、健全な成長を阻害する文化
- ・正常に授業や学校生活ができる権利
- ・権利思想をバランス感覚を持って研究した方がよい。
- ・学校教育を受けなくても良い権利
- ・自己の確立、確固たる自己を持つべきであるという義務
- ・日本の子どもたちは、恵まれすぎていて必要ない
- ・憲法で保障されているので必要なし

出典:山梨県教育研究所教育問題研究委員会『「子どもの権利条約」アンケート集計結果報告』(1999年3月、10頁より)

# 坪井 節子 (弁護士)

もの人権侵害であり犯罪であるということを明言したところにある。どれほど深く傷つけるかを真正面から見据え、それが許されざる子ど真や映像をポルノとして製造、販売して利益をあげることが子どもをまり子どもをおとなの性の欲望の対象として利用したり、子どもの写本法の最大の意義は、子どもの性を金銭をもって搾取すること、つ五月一八日、「児童買春、児童ポルノ禁止法」が、国会で成立した。

# 処罰の中身

本法が施行されると、一八歳未満の本法が施行されると、一八歳未満の本法が施行されると、一八歳未満の本法が施行される。には百万円以下の罰金に処せられる。たは百万円以下の罰金に処せられる。たは百万円以下の罰金に処せられる。でいる先進諸国のおとなによる子どもに代償を与えて性交や性交類似子どもに代償を与えて性交や性交類似子どもの裸体や性

れており、最近はインターネット上の雑誌やビデオの多くが日本から輸出さ全世界に出回っている子どもポルノ罰金が課される。

的な姿態を撮影し、ポルノとして製造、

三年以下の懲役または三百万円以下の販売、貸与、輸出入した者についても

子どもポルノの八〇パーセントが日本から発信されているという恥ずべき報から発信されているという恥である。一般書店やコンビニで、これほど多量に子どもポルノが売られている国は、他にはないと国際社会から、強く批判されてもきたのである。これな意味で被写体となっているという的な意味で被写体となっているというのな意味で被写体となっているということだけで、犯罪とされることになったのである。

# 子どもの被害者性の明確化

常に被害者として、捜査や裁判の過程は、搾取の対象とされた子どもたちは、また本法においての重要なポイント

での取り組みが必要とされているので

ない。厚生省を中心とする新たな視点

られたことである。 で、あるいはマスコミ報道において慎 で、あるいはマスコミ報道において慎 で、あるいはマスコミ報道において慎

ことがどれほど深刻な被害をもたらす えのない価値を有し、これを傷つける 誰か。性が人間の尊厳にとってかけが もに性が売買できるものと教えたのは 非難の的となってきた。しかし、子ど を誘惑しているかに見える少女たちが も人材もまことに貧弱といわざるを得 うに支援するための施設もプログラム 子どもの被害者性は明らかなのである。 もの言葉にのって買っていいのか。そ 中で尊厳を取り戻して生きていけるよ 者として保護し、ケアし、再び社会の 待、性搾取を受けた子どもたちを被害 れを考えれば、おとなの責任の大きさ、 かを教えてこなかったのは誰か。子ど これまで日本では、ともすると買春 現在の日本の福祉においては、性虐

ある。

# 実効ある法となる努力を

日本国外で犯罪をおかした日本人を しては行えない。本法はこの点につい しては行えない。本法はこの点につい しては行えない。本法はこの点につい でも、国際協力の推進を規定している。 外務省、法務省、警察庁の努力が望ま 外務省、法務省、警察庁の努力が記ま れる。

# 子どもの

# スタッフの任命

この六人が子どもの人権を守る独立し 副代表)、私の三名が選任されました。 の中から、塚野喜恵さん(小児科医) 護士)、堀止嗣さん (子ども情報研究セン 子さん(龍谷大教授)、瀬戸則夫さん(弁 の関係者の各分野からそれぞれ、野澤正 綱」に基づき、大学、法曹界、NPO等 パーソンは「候補者名簿作成に関する要 が市長から任命されました。オンブズ 調査専門相談員(以後スタッフと記す) ンブズパーソンと、これを助ける三名の 年三月から施行、四月一日には三名のオ ンは、昨年一二月に条例が制定され、今 た第三者機関として、六月一日から具 横井真さん(国際子ども権利センター スタッフには公募による応募者一八名 ター副所長)が選任されました。また、 川西市子どもの人権オンブズパーソ

組みをはじめました。していく活動を重視し、五月から取りしていく活動を重視し、五月から取りらが積極的に子どもを含む市民と対話らが積極的に子どもを含む市民と対話体的な相談や救済の申立て等を受け付体的な相談や救済の申立て等を受け付

# )四月、五月の活動状況

四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からが2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの約2ヶ月間は、「条例の四月からの対象を関係を関係している。

ズパーソンの語る会」を開催し、子ど初の対話活動として「子どもとオンブまた、五月五日の子どもの日に、最

持ちたい」との意向が表明されました。となから直接声を聴く機会を積極的に

が演じたりしました。
が演じたりしました。
ない方法などを伝える寸劇をスタッフたり、子どもが相談したいときのアクルーソンが直接自身の子ども観を話しん?」というテーマのもと、オンブズの子どものためになにしてくれんの会の前半では、「オンブズパーソンっ会とおとな約五〇名が参加しました。

パーソンからは、「今後も子どもやおけーソンからは、「今後も子どもたちかし合いがもたれ、例えば子どもたちからは「学校の帰り道でいじめられた」とのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブズパーソちのグループでは、「オンブスパーソン前度ができると具体的に学校の教員と親との関係がどのように変わるのと、おとないできると具体的に対している。

ていました。

「語る会」をで連携が必要な方々との「語る会」をの市民、幼稚園・小中学校の校園長会など、実際に活動をすすめていくうえなど、実際に活動をすすめていくうえなど、実際に活動をすすめていくうえなど、実際に活動をすると、前導委員等により、一般を表していました。

# ●相談や申立て等の受付を前に

現在、オンブズパーソンとスタッフ、現在、オンブズパーソンとスタッフ、は対していくのかについて、検討を続けてしていくのかについて、検討を続けてしていくのかについて、検討を続けています。実際に六月から始まってみないと分からないことが多いのですが、まずは子どもたちに積極的にオンブズまずは子どもたちに積極的にオンブズボーソンの存在を知らせていくことが、解や協力が得られるように取り組みを解や協力が得られるように取り組みを解や協力が得られるように取り組みを解や協力が得られるように取り組みを開き、

## ホ I スタッ ムペ ージの情報 フの募集

eleway.ne.jp

telewav.ne.io(担当者・川寸)…。、……たは、電子メールでnao kのつッフなどを募っております。事務所または、電子メールでnao kのです。より充実した情報を提供するために、掲載して欲しい情報や、製作スター。jp/asahi/cro/network/)を開設し、情報センター機能の充実をはかていまの。jp/asahi/cro/network/)を開設し、情報センター機能の充実をはかていまい。jp/asahi/cro/network/)を開設し、情報センター機能の充実をはかていまい。

でしましまり

## 子どもの権利条約ネットワーク主催

## 「子どもと共に創る」 1999年度第1期学習講座

学習講座第2回は、フォーラム99東京のプレ企画にもなる予定です。また、第3回は、高 校生に報告・運営してもらいます。奮ってご参加を。

場:国立オリンピック記念青少年総合センター・センター棟

報告

おとな¥1,000(ネットワーク会員 子ども¥400 おとな¥800) 参加費:子ども¥500

第三

回

七月

一六日

金

八

.. = ---

8

=

一号室

講師・ 職員の側から話してもらいます。 講師:川崎市教育委員会・子ども権利条例づくり事務局 **ナども委員会の意見が反映されてきています。この川崎市の取り組みを** 遊び 歴史的にも、 回 場 はじめての「子どもの権利条例」づくりに、二〇人近

# 七月 公園作りを子どもたちの手で 〇日 $\pm$ 四 :00~ 一六: Ξ

ハートランドはちまん議会ジュニアサポーター代表 決定システムへの子ども参加 山本克彦さん

|メンテーター:早稲田大学教授 滋賀県近江八幡市では、 業者のプレゼンテーションや入札など、 喜多明人さん

公園

等のリーダーをつとめた山本さんにお話を伺います。 作りのプロセスに子ども議員が参加して、 もが求める公園を完成しています。 サポーターとして、 おとなとの共同決定で、 ワークショップ

見を取り入れた子どもセンター作りが行われました。 コメンテーター:町田市子ども憲章実行委員会代表 万六時を中高生が利用できる午後九時までにのばす) 子どもの意見を取り入 センター名やシンボルマーク、 するまでの取り組みと、 :子どもセンター子ども委員会委員長 町田市子どもセンター" これからの課題について話し合います。 れた子どもセンター作り 建物の色、 ばあん, 子ども委員会の活動 山口正人さん (高校二年 部屋の名前、 などに子どもの意 林大介さん オープン 閉館時間 (五月五 B

インドの働く子どもたちと参加の権利」 第四回 七月二三日 金 = 0 -= 00 匹

号室

講師:国際子ども権利センター代表 甲斐田万智子さん

に考えます。 子どもたちがいます。 インドには、労働する中で雇用主や親からの虐待、搾取にあいながら みずからの問題を解決するために参加の権利を行使して、 場合によっては、 彼らを支えるNGOから私たちが学べることを共 ワークショップも計画しています。 活動する

「子どもで作利条約!..。 1999年 月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク 〒105-0022 東京都港区海岸 1-6-1-831

Network for the Convention on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990 Fax. 03-3433-7369 (月·金曜日/午後1時~午後6時) http://www.ne.ip/asahi/crc/network/

- 喜多明人 ★発行人
- 荒牧重人 ★編集人
- ★年会費 4.000円 生 2,000円 18歳未満 1.000円
- 定期購読 5,000円 00180-2-750150 ※郵便振替
- ★印刷 (株)第一プリント

# 子どもの権利条約 のこれから

国連・子どもの権利委員会 (CRC)の勧告を活かす

▶子どもの人権連・反差別国際運動 日本委員会編

本体価格1714円十税

# 学校でとりくむ 子どもの権利条約

国連・子どもの権利勧告を活かす

▶子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円十税

東京都千代田区九段北 エイデル研究所 4-1-11原鉄ビル5F TEL 03-3234-4641

# 喜多明人・荒牧重人・平野裕二/著コともの権利条約ネットワーク/編 子どもの権利条約ネットワークノ領学習子どもの権利条約 子どもの権利条約フォーラム実行委員会/編 学校犯罪と少年非行

三〇四号室

ローレンス/著 平野裕二/訳 四

学校・地域でできる非行防止プログラム A 5 判 六判 3800円 1 9 ŏ 円

日本評論社

一・寺脇隆夫/編 子どもの権 袔 条約 [第2版] B6判 ※表示価格は税別です 1 40 ŏ 円

条例づくりへの子ども参加

第

回

七月三日

 $\pm$ 

四

:00~

六

ΞΟ

E

号室

山崎信喜さん

永井憲 解説

子どもの権利条約

市民がつくる《子どもの権利条約白書》

四

|大判

1

700円

03(3987)8621 FAX 03 (3987) 8590